
AMT/NEWSLETTER

Energy

2026 年 4 月

閣議決定された 「太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律」案について

弁護士 大槻 由昭

Contents

- I. はじめに
- II. 閣議決定された「太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律」案の概要
- III. おわりに

I. はじめに

太陽光パネルのリサイクル義務化については、2025 年中に、一定の具体的な制度論が議論されていた。しかし、その後、政府内での検討において、自動車や家電製品のリサイクルなどの他の製品のリサイクル制度との整合性等の観点から、太陽光パネルのリサイクル制度化の構想は、いったんは中止という結論に至っていた。

しかし、その後、2026 年 1 月 23 日に、経済産業省の「産業構造審議会 イノベーション・環境分科会 資源循環経済小委員会 太陽光発電設備リサイクルワーキンググループ 中央環境審議会 循環型社会部会 太陽光発電設備リサイクル制度小委員会 合同会議」と題するワーキンググループ(以下「本 WG」という。)の第 10 回会合が開催され¹、昨年度中の動きを踏まえた、新たなリサイクル制度の検討が行われた²。

上記本 WG の第 10 回会合での検討を経て、この度、2026 年 4 月 3 日付で、「太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律」案が閣議決定された(以下「本法案」という。)³。本法案は、本稿執筆現在開会中である第 221 回国会に提出され、仮に可決された場合には、その公布の日から 1 年 6 カ月以内に施行される(本法案の附則第 1 条)。

本稿においては、本法案の概要を解説する。

1 https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/resource_circulation/solar_power_generation/010.html

2 本 WG の第 10 回会合での議論については、以下をご参照されたい。
[太陽光パネルのリサイクル制度に関する議論について\(2026 年 1 月現在\) 大槻由昭\(商事法務 CODE、2026 年 2 月 18 日\)](#)

3 <https://www.meti.go.jp/press/2026/04/20260403002/20260403002.html>

II. 閣議決定された「太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律」案の概要

まず、本法案の規定の理解に際しては、本 WG の事務局提出資料中の下図を念頭に置くとよいと思われるので、以下に引用する。

| 措置対象者の分類 | 対象となる規制措置等 | | | | |
|---|---------------|---------------|---------------|-------------|------------|
| | リサイクルの取組に係る責務 | 判断基準に基づく取組の実施 | 判断基準に基づく指導・助言 | 排出実施計画の届出義務 | 届出に係る勧告・命令 |
| ① 使用済太陽光パネルの排出等※をしようとする者 (太陽光発電設備の解体・撤去及び廃棄を自ら行う者又は解体業者等に発注する者) | ○ | — | — | — | — |
| ② ①のうち、収益事業において使用した使用済太陽光パネルの排出等をしようとする者 (太陽光発電事業者、工場・事業所に太陽光パネルを設置する事業者、住宅の屋根に設置した太陽光パネルを用いて売電する者等を想定) | ○ | ○ | ○ | — | — |
| ③ ②のうち、多量の使用済太陽光パネルの排出等をしようとする者 (多量に排出等をする太陽光発電事業者等を想定) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

※「排出等」とは、排出又は太陽光発電設備からの取り外しに係る工事若しくは作業の発注をい、他の者から当該工事又は作業を受注して行う排出を除く。本資料を通じて同様。

出典:「太陽光パネルのリサイクル制度について」(経済産業省、2026年1月23日)⁴11頁

(1) 太陽光パネル排出者(一般)の責任について

本法案では、まず基本的な理念として、「太陽電池廃棄者」⁵をリサイクルの主体として定めた上で、「太陽電池廃棄者」に対して、再資源化等を含む処分の方法を適切に選択することに努めなければならないこととしている(本法案の第6条)。この義務は、文言のとおり、具体的な義務ではなく、あくまで努力義務に留まる。

(2) 収益事業において使用した太陽光パネルの排出者の義務について

2026年1月の本WGの第10回会合では、パネル排出者(本法案でいう「太陽電池廃棄者」)のうち、「収益事業において使用した使用済太陽光パネルの排出等をしようとする者」について、国が判断基準を定めた上で、かかる判断基準の遵守を求めるとともに、当該判断基準に基づく指導や助言の対象とする構想が提示されていた。

この点について、本法案の条文をみると、第7条が、「事業用太陽電池廃棄者の判断の基準となるべき事項」と題して、「事業用太陽電池廃棄者」⁶が取り組むべき措置に関して、主務省令により、その判断基準となるべき事項として以下に掲げる事項を定めるものとされている：

- ① 事業用太陽電池の長期間の使用および再使用その他の事業用太陽電池廃棄物とする事業用太陽電池の量の抑制のための措置に関する事項(同条第1項第1号)
- ② 排出される事業用太陽電池廃棄物の処分の方法(同項第2号)
- ③ 事業用太陽電池廃棄物の排出に関する事項(同項第3号)
- ④ 排出された事業用太陽電池廃棄物の処分の適切な実施の確保に関する事項(同項第4号)
- ⑤ 多量事業用太陽電池廃棄者にあつては、第9条第1項または同条第2項の規定による届出⁷に当たり特に考

⁴https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/resource_circulation/solar_power_generation/pdf/010_01_00.pdf

⁵「太陽電池の廃棄をし、又はしようとする者」をいう(本法案第2条第4項)。

⁶「事業用太陽電池廃棄者」とは、本法案によれば、「事業用太陽電池の廃棄をし、又はしようとする者」をいうとされ(本法案第2条第4項)、「事業用太陽電池」とは、「太陽電池であつて、収益事業において使用されているもの又は使用されていたもの」をいうとされる(同条第1項)。

⁷ 後掲の「多量事業用太陽電池廃棄実施計画」を指す。

慮すべき事項(同項第 5 号)

- ⑥ その他事業用太陽電池の廃棄の抑制および事業用太陽電池廃棄物の再資源化等の実施に関し必要な事項(同項第 6 号)

(3) 「多量事業用太陽電池廃棄者」の義務について

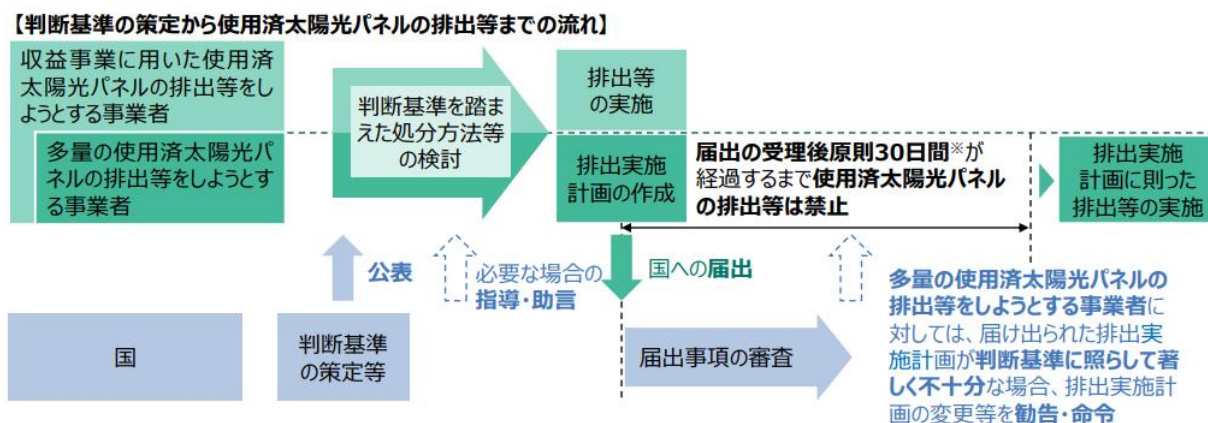
次に、本WGの第10回会合では、上記の「収益事業において使用した使用済太陽光パネルの排出等をしようとする者」のうち、「多量の使用済太陽光パネルの排出等をしようとする者」に限定して、排出実施計画の届出義務や、届出に係る勧告や命令の対象とする構想が示されていた。この点についても、今次の本案で、同構想に則った条文が規定されている。

すなわち、今次の法案では、定義された「多量事業用太陽電池廃棄者」⁸は、当該事業用太陽電池の廃棄をしようとするときは、当該事業用太陽電池の廃棄の実施に関する計画(以下「多量事業用太陽電池廃棄実施計画」という。)を主務大臣に届け出なければならないこととされている(本案の第9条第1項)。

そして、当該届出をした者は、当該届出が受理された日から原則30日を経過した後でなければ、その届出に係る多量事業用太陽電池廃棄実施計画に記載された事業用太陽電池の廃棄に関し、自ら事業用太陽電池廃棄物を排出し、または他の者に工事もしくは作業を行わせて当該事業用太陽電池廃棄物を排出させてはならない(同条第3項および第4項)。

なお、主務大臣は、届出のあった多量事業用太陽電池廃棄実施計画の内容が判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該届出を受理した日から原則30日以内に限り、当該届出をした者に対し、当該多量事業用太陽電池廃棄実施計画の変更その他の必要な措置をとるべきことの勧告および命令をすることができる(同条第5項)。

なお、上記の「多量事業用太陽電池廃棄者」に係る本案上の義務については、同じく、本WGの第10回会合の事務局資料にある以下の図がわかりやすい。



※ 届出事項の審査等に必要な場合等にあつては、国の判断により延長又は短縮を行うことができることとする。

出典:同上 13 頁

⁸ 「多量事業用太陽電池廃棄者」とは、「事業用太陽電池廃棄者」であつて、廃棄をしようとする事業用太陽電池の重量が、政令で定める要件に該当する事業者をいう(本案の第9条第1項)。

III. おわりに

上記のとおり、2025 年度中に、一旦は廃案になった太陽光パネルのリサイクル制度の構想が復活し、具体的な法案の形となって前進している。今国会での成立が見込まれているため、その顛末について、引き続き着目していく必要がある。

以上

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 大槻 由昭 (yoshiaki.otsuki@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。